

ネイチャー高知

No15 1999年7月10日発行

レッドリスト掲載植物の保護

—後川堤防上のツルフジバカマとクララの例—

澤 良 木 庄 一

1. はじめに

野生動植物種を人為的な絶滅から守るために、種の保存法（平成4. 6. 5. , 法律第75号）が制定され、高知県においても野生動植物保護のための対策検討委員会（平成8. 6. ）を設置して、県下の動植物種の検討や現況調査を実施している。そのうち植物種については、土佐植物研究会（高知県植物調査会を組織）による調査が進められ、その結果をもとに、平成11年3月17日、検討委員会より「高知県植物版レッドリスト」が発表された。さらに平成12年3月に向けて、レッドブックの編集出版の事業が進行中である。

植物版レッドリストの完成によって、絶滅の恐れのある植物種の実態を一応把握することができ、高知県においても、今後県民にたいして必要な情報を公開して理解を深め、対象種の保護について、一層の協力を頂くための態勢は整ったと思う。しかしながら絶滅危惧種に対する理解や効果的な保護策をいかに展開していくかについては、これからの問題でもあり、本会などでも実効性のある具体案を考えていく必要があると思う。

ここにあげた事例は、災害復旧工事の必要な堤防上に、絶滅危惧種の分布が確認されたため、その取り扱いについて検討した結果、工事と平行して植物保護策も同時進行でやってみよう、ということで実施された事例の報告である。

2. 堤防の災害復旧工事と絶滅危惧種の保護

中村市後川（四万十川支流、一級河川）の秋田堤防における絶滅危惧種の保護については、事業主の建設省中村工事事務所後川出張所の配慮によって実施された。

工事は「平成9年度秋田護岸災害復旧工事」（工期平成10.3.18～12.25）である。この工事予定地付近にレッドリスト登載種のツルフジバカマ（マメ科、VU種）とクララ（マメ科、NT種）が草本群落内に混生して、相当の株数分布していることが確認された。そこで、工事に先立ってこれら植物の株を掘り上げ、一時仮植して管理し、工事終了時に堤防法面（のりめん）に植え戻すという方法をとることになった。

植物の掘り上げは、平成10年6月17日から7月14日の間、人力とミニバックホーにて行い、すぐ近くの堤防天端の側帯に現場の土で作った仮植床に移植した。時期としては適期とは言えないが、工事の日程上やむを得ないことであった。

両種とも茎を短く（20～30cm程度）刈り込んで植え付けた。仮植床（3m×10m程度、2カ所）の上には日よけの寒冷紗を張り、毎日朝夕2回灌水した。株元を乾燥させないことが一番である。刈り込んだ茎は枯れるものが多いが、2～3週間すると株元から新芽が出てくる。仮植期間中、何回か台風なみの風雨に見舞われ、寒冷紗が吹き飛ばされることもあったが、現場の人々の努力で、植え戻し時期までよく管理された。

堤防工事が進捗した11月25日～26日、いよいよ工事完了の堤防法面に植え戻された。堤防法面（のりめん）は長さ995m、その間に12m×20mを一区画として合計九区画を設け、この中にツルフジバカマ100株とクララ200株をそれぞれ配分して定植した。定植した株には3月まで防寒のため寒冷紗で覆いをした。新しく覆土した堤防法面という乾燥しやすい場所で、しかも草本群落などまだ全く成立していない裸地の状態での越冬は、移植植物にとってはかなり厳しい環境であったと思う。

3. 移植作戦の成果

春を迎え、5月21日、同地において自然観察会を開いた。定植地での株の様子は、クララから先ず茎が伸びて、ツルフジバカマがこれから伸びようという状態だった。

全体としては概ね70%程度の復元で、移植作戦としては成功したと言えると思う。自生地にかえて、これからの生長に期待したい。ただ心配なのは堤防上での新しい植物群落の復元に伴う競争関係が、今後どのような展開を見せるかということである。

終わりに、今回のレッドリスト掲載種の保護に関し、格別の配慮の下に工事を計画し遂行された建設省中村工事事務所後川出張所並びに施工業者に対し感謝の意を表す。



ツルフジバカマ
July 1, 1999 後川 2a

西村 公志

一般に「密猟」というと、アフリカなどでのゾウの密猟などがすぐに思い浮かぶと思いますが、日本国内でも高山植物の盗掘など生態系に影響を与えるものが少なくありません。今回は、国内で横行している密猟の中で「野鳥」を対象にしているものについて、その実態を紹介します。

野鳥を密猟する目的は、自宅での飼養目的や小鳥店やペットショップへの販売目的等があります。現行法上では、一般の方が許可を得て飼養できる国産の野鳥は、メジロ、マヒワ、ホオジロ、ウソの4種類に限られ、その数も1世帯に1羽のみとされています。この場合、まず市町村を通じて県知事あてに捕獲許可を申請し、定められた期間内に捕獲許可証で定められた方法で捕獲します。そして改めて、飼養許可を申請して飼養許可書もらい、その際に鳥に「通し番号の入った足輪」を装着します。ところが、飼養に関しては「輸入証明書」という大きな抜け穴があり、これが悪用されて野鳥の密猟や違法飼養がいつこうに減ることがありません。

日本に生息している野鳥は、ごく一部のものを除いて中国や東南アジアにも分布していますので、毎年これらの地域から飼養目的でたくさんの野鳥が日本に輸入されています。ちなみに、国内に生息する種の1997年の輸入総数は、71種類・101636羽です。最も多いのがメジロ・40071羽、続いてホオジロ・7220羽、オオルリ・5728羽の順となります。これらの輸入鳥が、小鳥店等の店頭で販売される際には、輸入証明書添付で販売されています。言い換えれば、輸入証明書があれば、何羽でも野鳥を飼養できることになるのです。悪質な小鳥店では、裏でこの輸入証明書のみを販売しているところもあります。国内で密猟したものに輸入証明書を付ければ、輸入鳥を装うことができるからです。この輸入証明書は、日本鳥獣商組合連合会という民間団体が発行しているもので、公の機関が発行しているものではありませんが、つい最近までは、この輸入証明書を見せられると警察さえも手が出せない状況でした。



そこで環境庁は、国内に輸入される数の一番多いメジロに目をつけました。メジロは、国内で最も多く密猟されている野鳥で、その背景には「鳴きあわせ会」の存在があります。この鳴き合わせ会は、メジロの鳴声を競うもので、全国各地で行われています。ルールは様々あるようですが、一定時

間内に何声さえずるかを競っているところが一般的です。

相撲でいうところの番付表もあり、横綱・大関クラスになるとそのメジロには、何百万円もの値がつくこともあります。これが国内での密猟に拍車をかけ、より良いメジロを求めて密猟が広範囲に行われる原因となっています。

環境庁は、6年程前からこのメジロについて「外国産メジロ」と「国産メジロ」を識別できないかと、山階鳥類研究所に委託して研究をつづけてきました。国内に輸入される野鳥の約4割を占めるメジロについて識別が可能になれば、輸入されるメジロはもとより、国内でのメジロの密猟や違法飼養に大打撃を与えることができるからです。

そして1997年、念願のメジロ識別マニュアルが完成しました。それもメジロの頭の長さ、膝から足首までの長さを測定することにより、簡単に識別できるという画期的なものとなりました。高知では、高知県南国警察署と高知県中央林業事務所が、全国に先駆けてこのマニュアルを運用し、国産メジロに輸入証明書を付けて違法に販売していたとして、1997年7月、高知市内の小鳥店を摘発しました。これ以降、全国で摘発例が続いています。今年になってからは、問題の中心となっている「メジロの鳴き合わせ会」に立ち入り検査も実施されました。熊本県での事例では、立ち入り検査の事前通告をしていたにも関わらず、鳴き合わせ会に出ていたメジロが、1羽を除いて残り全てが「輸入証明書付きの国産メジロ」と鑑定され、全てが押収されています。

ここで少し、メジロ以外の野鳥についてふれてみます。ホオジロ、ウグイスについても「鳴き合わせ会」が開かれています。メジロに比べると極めて規模の小さなものです。密猟者に人気のあるオオルリやキビタキ、コマドリなどは密猟により、それ自身の個体数の維持に大きな影響があると考えられています。彼らは、いわゆる夏鳥で繁殖のために日本に渡ってきます。繁殖地である日本で、成鳥はもとより巣ごと持って行かれてしまうので、繁殖しようにもできないのが現状です。

また彼らは「渡り」という大きなリスクを背負っています。このリスクをクリアし、個体数を維持するには、毎年ある程度の繁殖に成功する必要があるのですが、人為的な密猟により、本来背負わなくても良いリスクまで背負っていることになるのです。現に鏡村などでは、オオルリが渡ってきた頃には、結構声も聞くことができますが、1～2週間するとほとんど声が聞こえなくなる…と言われます。この話からも、かなりの割合で密猟されていることが判ります…。

あっ、ページがなくなりましたので、この続きは次号までお預けです。次号では、密猟の手口・対処法、実際の小鳥店での販売価格等について、紹介させていただきます。

三嶺の清掃活動の記録

山本 正彦

坂本 彰

1 三嶺を守る会の発足

三嶺を守る会は、1975年（昭和50年）12月20日に発足しました。

それは、高知営林局が香美郡物部村三嶺一帯を「三嶺自然休養林」として指定するとともに、この地域について風致保護地区、施業調整地区等の線引きを行い181畝もの自然林を伐採しようとしたこと、「施業及び山桜の保護のために行う伐採による材木の搬出並びに休養林利用者の駐車場の設置のため」という理由で林道を延長しようとしたことなどに対し、「三嶺の自然をこれ以上破壊されたくない」「三嶺を石鎚山や剣山のような山にしたいくない」などの意見を持った登山愛好者や自然愛好者が集まって結成、発足したものです。

その後、高知営林局との交渉などにおいて私達の主張もし、利用計画を変更させるなど一定の前進があった一方で、多くの自然林が伐採され、我々が懸念し営林局が「考えていない」と言った別府林道と大栃林道を結ぶ峰越し林道も、その後完成し、当時営林局や物部村が否定していた「観光林道」として機能しています。

2 三嶺を守る会の現状

三嶺周辺でも多くの自然林が伐採され、また営林局が林道建設の理由とした「山桜」も何の手だてもされずに自然の法則に従って寿命を終えました。

私達の活動も、当初の「自然休養林」のあり方をめぐっての営林局との交渉や、自然保護に関する講演会、写真展、公募登山といった市民を巻き込んだ運動であったものが、時代の推移とともに営林局自体の経営方針が森林の多様な価値を認める方向になったこともあって、対外的なエネルギーを失いつつあります。

こうしたなかで、一貫して取り組んできたゴミ持ち帰り運動、清掃活動については、現在にも受け継がれ、多くの成果を上げています。

3 三嶺清掃活動について

今でこそゴミの持ち帰りは、登山者にとって当たり前の話になっていますが、1975年当時は三嶺頂上の小屋にも、お亀岩避難小屋にも「ゴミ捨て場」があり、ほとんどの登山者はそこにゴミを捨てていくという今では信じられない状況でした。

そんななかであって、私達は「少なくとも登山者が自然を破棄する立場には立つまい」とゴミの持ち帰りと、清掃活動を開始したのです。

そして、登山者にゴミの持ち帰りを訴えることによって三嶺のゴミを減らそうと、2年にわたって夏の登山シーズン前にポスターを作成し、登山者に訴えるとともに、1976以降毎年清掃登山を実施してきました。

清掃を実施している登山ルートは、

- ① 八丁からお亀岩を経てイザリ峠に至るコース
- ② フスベヨリ谷を経て頂上に至るコース

- ③ さおりが原を経て頂上に至るコース
- ④ 白髪分岐の避難小屋周辺
- ⑤ 堂床から八丁にかけての麓周辺
- ⑥ 峰越林道から白髪山頂上に至るコース
- ⑦ 三嶺頂上からお亀岩までの稜線

の7つのコースです。

1976年、1977年の2ヶ年間の清掃登山については、ゴミの回収に追われて、その量を記録することができませんでした。1978年の第3回清掃登山からは、その後の清掃活動に活かすため、それぞれの登山ルート別に、ゴミの種類、量(重量)を記録してきました。

過去22回の清掃結果は、グラフのとおりです。

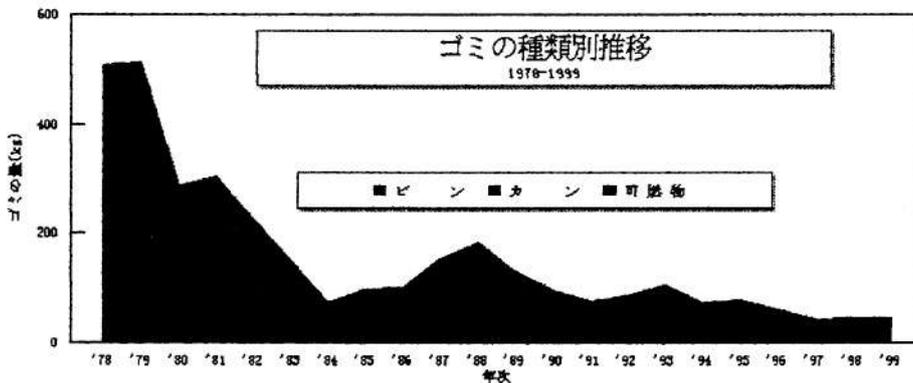
グラフでも分かる通り1979年の第4回の清掃登山は、ゴミの量も大変多くまさしく「ゴミと格闘する清掃登山」でした。(第1回第2回の量は計測されていませんが、第3回の量をはるかに上回る量でした。)

第1回(1976年)から第4回(1979年)迄の清掃活動で、それまで長い間三嶺に捨てられていたゴミはほぼ回収され、ゴミ捨て場はなくなり、その跡には笹を移植するなど自然の回復を図りました。

そして、1980年の第5回からは順次減少し、1984年の第9回清掃登山には5年前の7分の1にまで減少しました。途中1987年から1989年にかけて、徳島県が頂上小屋を改修した際に簡易ゴミ焼却炉を設置したためゴミが増加した時期もありましたが、全体としては減少を続け、最近の3年間では当初の10分の1以下の40kg台になっています。

ゴミの種類別に重量ベースで20年間の推移を見ると、回収を始めたころはビンが最も多かったのですが、最近ではビンもカンも少なく、その他の可燃物のゴミが多くなっています。ここらあたりも登山者が持ち込むゴミの種類の変化を示しており面白い結果だと思います。

単なるゴミの集計も、20年以上も続けていると、登山者を巡る世相の変化も現れて貴重な資料になりました。



(カラー印刷でないため種類別の内訳が印刷されません。全体の推移を表すグラフとしてご覧下さい。)

ホタル観察会の報告

田城 松幸

数年前中村市森沢に偶然ヒメホタルの大群生地を見つけた。それから毎年さまざまな人達を案内している。今年から私が所属する高知県勤労者山岳連盟の自然保護部長を任されたので、今年は労山の会員を対象に四万十川で自然観察会を開催した。

6月4日午前10時30分に赤鉄橋上流のキャンプ場集合。午前中は川原の植物の観察、ここはやたら帰化植物の多い所。午後は屋形船に乗って植物や野鳥の観察。

キシツツジ、トサシモツケの花も終わり、丁度花のない時期。クチナシ、ニワフジの花がちらほらという状態であったが、高知から参加した女性たちはそんなことはどうでも良いらしく、川面をなでる快風に御満悦のようであった。特にカワセミが後ろ姿ではあったが（この方が色気がある）間近に見ることができ、一同を喜ばせた。

それから三里の沈下橋を右岸にわたり、天ぶらの材料を採りながらトンボ公園へ。ここでもしつこく天ぶらの材料採り。クチナシの花もテンプラにということになったが花が少ない。一人最低一つ当たればよいということで10数個を採る。キャンプ地について驚いた。ビニール袋の中にクチナシの花がいっぱい入っている。なんとトンボ記念館の玄関前にある植え込みに咲いているのを摘んだという。他にいっぱい観光客が居るのに。げにオソロシキは、オバタリアン。蛇足ながらこのクチナシとタンボポの花茎の天ぶらは結構人気があった。是非お試しあれ。特にタンボポの花と花茎は我が愛し止まぬビールと相性がいい。

午後8時キャンプ地をでて森沢へ。例年よりはるかに少ない数であったが大好評の内に観察会は終わり、ビールを飲みながら反省会。聖人ならぬこの身、日々反省することの多きこの頃。

ホタルといえばほとんどの人が光を連想するが、日本で棲息する30数種のホタルのうち光るのは、ゲンジ、ヘイケ、ヒメの3種のみ、例外である。また幼虫が水中生活をすることもよく知られている。しかしこれも例外でゲンジ、ヘイケの2種のみで、あとのホタルは陸上でカタツムリ等の巻き貝を捕食しているという。ヒメホタルも直接水とは関係ないが餌のせいであろう湿った谷筋に多いようである。

かつて3組の家族をこの地に案内したことがある。その頃はヒメホタルの棲息地の下

流にゲンジボタルがいたので、まずゲンジボタルの観察。ストップウォッチで10回点滅に要する時間を計る。飛んでいる1匹を特定し、できれば皆で「1回・2回・・・」と声を出して計った方が気持ちが集中して良い。ときには計っている途中でポッと火を消すとぼけたホタルがいたりして子供達は喜ぶ。4～5回計るとだいたい22秒前後になるので、1回の点滅時間は約2秒ということになる。なお、この時間は場所により、その時の気温により若干の差があるという。

これを皆でやってからヒメボタルに向かう。川沿いに車を止めヘッドライトを消し、ドアを閉め真っ黒になったとたん林の中で光り始める。見回すと周りは光だらけ、とても数え切れなるような数ではない。点滅は1分間に60回以上、まさにチカチカボタルである。一同しばし絶句の後ヤングママの一人がしみじみもノタモウタ。「ウッソー」きっと彼女が持っているホタルについての常識を根底から覆すものであったのだろう。これを始めからヒメボタルについてくどくどと説明し、「はいこれがそうです」というやり方では「ウッソー」ということにはならない。

暗闇でヒメボタルの点滅を見ているとかなり強い光のように感じる。が、車のルームランプ程度の光があってもその点滅がよく見えないのだから、実際は弱い光なのであろう。きっと彼女たちはこの日のことを生涯覚えていてくれることであろう。

私は一度案内した人には他の人にはヒメボタルのことはいわないように頼んでいる。始めからヒメボタルということが分かっていると感動が少ないと思うから。

高知市の神田川の一角には、ゲンジ、ヘイケ、ヒメの3種が共存する場所があるということだったが今でも健在であろうか。

同じ場所に3種もいると交雑するのではと心配する向きもおあるかもしれないが、余計なお世話である。光の周期、つまりホタルの言葉が違うのだから。アメリカに棲むある種のホタルは交尾後他のホタルの光周期を真似するものがあるという。つまり外国語を話すわけである。すると当然この光に惑わされて多種の雄がやってくる。そこでまた交尾をすると、ここに国際結婚と重婚罪が成立することになる。が、実際はそんなややこしい話にはならない。なんとこの雌、惑わされてよってきた雄を食べてしまうというから世の中オソロシイ。

いったい自分の子孫も残せずあろう事かライバルホタルの子孫を残すための餌になる雄ボタルの一生とは何なのであろうか。

この時、この雄ボタルの胸の内にどんな思いが去来するかはしれないが、それにしても侘びしくてやりきれないような生涯である。ちなみにこの語学堪能な雌、こしゃくにも4カ国語を話すという。

事務局からのお知らせ

第16回自然は友だち「わたしの自然観察路コンクール」作品募集のお知らせ
全国の小・中・高校生を対象に、自然観察路の絵地図&解説文の作品募集が行われています。

応募資格 全国の小・中・高校生

締め切り 平成11年9月20日

送り先/問い合わせ先 財団法人 国立公園協会 TEL03-3502-0448

詳しい募集の内容をお知りになりたい方は、事務局までご連絡下さい。

「野生生物保護法の制定をめざすネットワーク」設立に伴う賛同者（個人・団体）の呼びかけ

今国会で「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が“改正”されましたが、この“改正”によって全国的に発生する問題を監視し、必要に応じて意見を述べるとともに、3年後には鳥獣保護法の抜本的な改正を含め、野生生物保護に関わる法制度全体の見直しを働きかけていくために、「野生生物保護法の制定をめざすネットワーク」の設立が準備されています。

会では少しでも多くの方の賛同をいただきたいと、入会を呼びかけています。

野生生物の保護に関心があり、賛同される方は、氏名（ふりがな）、住所、TEL/FAX/メールアドレス、所属団体を記入した賛同書を「野生生物保護法の制定をめざすネットワーク事務局」までお送り下さい。事務局のFAXは03-3365-0416です。

【編集後記】

今回は、それぞれの分野で自然保護に取り組んでいる活動の一部を紹介していただきました。

絶滅のおそれのある植物も、山深い原生林にそっと咲いているのもあれば、ごく身近なところに生育しているものもあります。後者の場合、報告のあった事例のように、私たちが気がついて、工事関係者に注意を喚起することで、消滅が防げる場合もあれば、逆に気がつかないうちに生息地が失わ

れてしまった事例も見受けられます。もう一度身の回りの植物の状況を点検してみましよう。

「ネイチャー高知」高知県自然観察指導員連絡会会報No15
事務局 高知市朝倉南町3-51-1 坂本彰方
TEL&FAX 088-850-0102
E-MAIL akira@baobab.or.jp